

船舶事故調査報告書

平成30年2月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成29年8月11日 19時30分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島東方沖 大柿港引島防波堤北灯台から真方位129°700m付近 （概位 北緯34°10.4′ 東経132°29.3′）
事故の概要	プレジャーボート新栄丸は、北進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成29年8月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 新栄丸、3.8トン YG3-60722（漁船登録番号）、個人所有 第270-45567号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 推進器翼に曲損、船底部に擦過傷 かき筏 竹材に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 2、気温 約28℃、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の初期 日没時刻：19時03分
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、広島県広島港第1区に向けて早瀬瀬戸を北進した。 本船は、法定灯火を表示し、船長が、操舵室の椅子に腰を掛け、0.75海里レンジとしたレーダーを作動させ、主に目視で見張りを行いながら操舵に当たり、能美島東方沖を約10ノットの対地速力で手動操舵により北進を続けていたところ、かき筏に衝突した。 船長は、能美島東方沖を昼間及び夜間共に航行した経験があったので、かき筏が存在していることを知っており、本事故当時、かき筏を示す灯光がいくつか見えていたが、船位の確認が十分でなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、能美島東方沖を北進中、船長が、かき筏を示す灯光を視認していたものの、レーダーを使用して船位の確認を適切に行っていなかったことから、かき筏に向けて航行していることに気付かず、かき筏に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、日没後の薄明時、本船が、能美島東方沖を北進中、船長が、かき筏を示す灯光を視認していたものの、レーダーを使用して船位の確認を適切に行っていなかったため、かき筏に向けて航行してい

	ることに気付かず、かき筏に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・かき筏が設置された海域付近を航行する場合、灯光の確認だけでなく、レーダーを使用して船位の確認を行うこと。